皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の埼玉県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十日

皇居（乾門）御出門
東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所
高麗神社
巾着田曼珠沙華公園
埼玉県飯能合同庁舎
お泊所　ホテル・くりテイジ

第二日　九月二十一日

深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館
深谷市大寄公民館（誠之堂・清風亭）
旧渋沢邸「中の家」
深谷市市渋沢栄一記念館・八基公民館
本庄早稲田駅御発
東京駅御着
還幸啓

御祝電

天皇陛下は、キルギス国の独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣人事局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣人事局組織規則の一部を改正する規則

内閣人事局組織規則（平成二十六年五月三十日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「九人」を「十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成29年９月１日に施行される事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成27年４月１日に制定した事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目は、平成29年８月31日限りで廃止したので公示する。

平成29年９月１日

経済産業大臣　世耕　弘成

備考　上記の細目の内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

北海道労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間786円」を「１時間810円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間716円」を「１時間738円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

宮城労働局長　北條　憲一

第４号中「１時間748円」を「１時間772円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間716円」を「１時間738円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間726円」を「１時間748円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

茨城労働局長　西井　裕樹

第４号中「１時間771円」を「１時間796円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間775円」を「１時間800円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

埼玉労働局長　荒木　祥一

第４号中「１時間845円」を「１時間871円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

千葉労働局長　塚本　勝利

第４号中「１時間842円」を「１時間868円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

東京労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間932円」を「１時間958円」に改める。